三　地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）附則第五十二条の七

四　健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（平成二十三年政令第三百七十五号）附則第二条

（児童福祉法施行令の一部改正）

第四条　児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第二十二条の三中「第二十一条の五の三十」を「第二十一条の五の三十一」に改める。

第二十五条の十の二中「第二十一条の五の二十三第一項第九号」を「第二十一条の五の二十四第一項第九号」に改める。

第二十五条の十三第一項中「第二十一条の五の二十八第二項」を「第二十一条の五の二十九第二項」に改め、同条第二項第一号中「第二十一条の五の二十八第一項」を「第二十一条の五の二十九第一項」に改め、同項第二号中「第二十一条の五の二十八第二項」を「第二十一条の五の二十九第二項」に改める。

第二十五条の十四中「法第二十一条の五の二十九」を「法第二十一条の五の三十」に改め、同条の表第十九条の二十第一項の項中「第二十一条の五の二十九」を「第二十一条の五の三十」に改め、同表第二十一条の項中「第二十一条の五の二十八第一項」を「第二十一条の五の二十九第一項」に改める。

第二十七条の八の表第二十一条の五の十五第三項第二号の項中「第二十一条の五の十八第一項」を「第二十一条の五の十九第一項」に改め、同表第二十一条の五の十五第三項第三号の項中「第二十一条の五の十八第二項」を「第二十一条の五の十九第二項」に改め、同表第二十一条の五の十五第三項第四号の項中「第二十一条の五の二十四第一項」を「第二十一条の五の二十五第一項」に改め、同表第二十一条の五の十五第三項第五号の項中「第二十一条の五の二十四第一項」を「第二十一条の五の二十五第一項」に改め、同表第二十一条の五の十五第三項第六号の項中「第二十一条の五の二十三第一項」を「第二十一条の五の二十四第一項」に改め、同表第二十一条の五の十五第三項第九号の項中「第二十一条の五の二十四第一項」を「第二十一条の五の二十五第一項」に改め、同表第二十一条の五の十五第三項第十号の項中「第二十一条の五の二十四第一項」を「第二十一条の五の二十五第一項」に改め、同表第二十一条の五の十五第三項第十一号の項中「第二十一条の五の二十四第一項」を「第二十一条の五の二十五第一項」に改める。

第二十七条の十の表第二十四条の九第三項において準用する第二十一条の五の十五第三項第二号の項中「第二十一条の五の十八第一項」を「第二十一条の五の十九第一項」に改め、同表第二十四条の九第三項において準用する第二十一条の五の十五第三項第三号の項中「第二十一条の五の十八第二項」を「第二十一条の五の十九第二項」に改め、同表第二十四条の九第三項において準用する第二十一条の五の十五第三項第四号の項中「第二十一条の五の二十四第一項」を「第二十一条の五の二十五第一項」に改める。

第二十七条の十の二の表第二十四条の九第三項において準用する第二十一条の五の十五第三項第二号の項中「第二十一条の五の十八第一項」を「第二十一条の五の十九第一項」に改め、同表第二十一条の五の十五第三項第三号の項中「第二十一条の五の十八第二項」を「第二十一条の五の十九第二項」に改め、同表第二十一条の五の十五第三項第四号の項中「第二十一条の五の二十四第一項」を「第二十一条の五の二十五第一項」に改める。

第二十七条の十一の表第二十四条の九第三項において準用する第二十一条の五の十五第三項第二号の項中「第二十一条の五の十八第一項」を「第二十一条の五の十九第一項」に改め、同表第二十一条の五の十五第三項第三号の項中「第二十一条の五の十八第二項」を「第二十一条の五の十九第二項」に改め、同表第二十一条の五の十五第三項第四号の項中「第二十一条の五の二十四第一項」を「第二十一条の五の二十五第一項」に改める。

第二十七条の十二の表第二十一条の五の二十五第一項の項中「第二十一条の五の二十五第一項」を「第二十一条の五の二十六第一項」に、「第二十一条の五の十七第三項」を「第二十一条の五の十八第三項」に改め、同表第二十一条の五の十五第三項第二号の項中「第二十一条の五の十六第二項第一号」を「第二十一条の五の二十六第二項第一号」に、「第二十一条の五の二十七」を「第二十一条の五の二十八」に改め、同表第二十一条の五の二十五第二項第二号の項中「第二十一条の五の二十六第二項第二号」を「第二十一条の五の二十七第二項第二号」に改め、同表第二十一条の五の二十五第二項第三号の項中「第二十一条の五の二十六第二項第三号」を「第二十一条の五の二十七第二項第三号」に改め、同表第二十一条の五の二十五第四項の項中「第二十一条の五の二十六第四項」を「第二十一条の五の二十七第四項」に改め、同表第二十一条の五の二十六第一項」を「第二十一条の五の二十七第一項」に改め、同表第二十一条の五の二十六第二項及び第三項の項中「第二十一条の五の二十六第二項」を「第二十一条の五の二十七第二項」に改め、同表第二十一条の五の二十七第一項及び第五項の項中「第二十一条の五の二十七第一項」を「第二十一条の五の二十八第一項」に改める。

第二十七条の十五の表第二十一条の五の十五第三項第二号の項中「第二十一条の五の十八第一項」を「第二十一条の五の十九第一項」に改め、同表第二十一条の五の十五第三項第三号の項中「第二十一条の五の十八第二項」を「第二十一条の五の十九第二項」に改め、同表第二十一条の五の十五第三項第六号の項及び第二十一条の五の十五第三項第九号の項中「第二十一条の五の二十四第一項」を「第二十一条の五の二十五第一項」に改め、同表第二十一条の五の十五第三項第七号の項中「第二十一条の五の二十三第一項」を「第二十一条の五の二十四第一項」に改め、同表第二十一条の五の十五第三項第十号の項中「第二十一条の五の二十三第一項」を「第二十一条の五の二十四第一項」に改め、同表第二十一条の五の二十四第一項」を「第二十一条の五の二十五第一項」に改める。

第二十七条の十七の表第二十四条の二十八第二項において準用する第二十一条の五の十五第三項第二号の項中「第二十一条の五の十八第一項」を「第二十一条の五の十九第一項」に改め、同表第二十四条の二十八第二項において準用する第二十一条の五の十八第二項」を「第二十一条の五の十九第二項」に改め、同表第二十四条の二十八第二項において準用する第二十一条の五の十五第三項第六号の項及び第二十四条の二十八第二項において準用する第二十一条の五の十五第三項第七号の項中「第二十一条の五の二十三第一項」を「第二十一条の五の二十四第一項」に改め、同表第二十四条の二十八第二項において準用する第二十一条の五の二十三第一項」を「第二十一条の五の二十四第一項」に改め、同表第二十四条の二十八第二項において準用する第二十一条の五の十五第三項第九号の項中「第二十一条の五の二十四第一項」を「第二十一条の五の二十五第一項」に改める。

第二十七条の十八の表第二十一条の五の十五第三項第二号の項中「第二十一条の五の十九第一項」を「第二十一条の五の二十第一項」に改め、同表第二十一条の五の十五第三項第三号の項中「第二十一条の五の十九第二項」を「第二十一条の五の二十第二項」に改め、同表第二十一条の五の十五第三項第六号の項及び第二十一条の五の十五第三項第九号の項中「第二十一条の五の二十五第一項」を「第二十一条の五の二十六第一項」に改め、同表第二十一条の五の十五第三項第七号の項中「第二十一条の五の二十四第一項」を「第二十一条の五の二十五第一項」に改め、同表第二十一条の五の十五第三項第十号の項中「第二十一条の五の二十四第一項」を「第二十一条の五の二十五第一項」に改める。

第二十七条の十九の表第二十一条の五の十五第三項第二号の項中「第二十一条の五の二十第一項」を「第二十一条の五の二十一第一項」に改め、同表第二十一条の五の十五第三項第三号の項中「第二十一条の五の二十第二項」を「第二十一条の五の二十一第二項」に改め、同表第二十一条の五の十五第三項第六号の項及び第二十一条の五の十五第三項第九号の項中「第二十一条の五の二十六第一項」を「第二十一条の五の二十七第一項」に改め、同表第二十一条の五の十五第三項第七号の項中「第二十一条の五の二十五第一項」を「第二十一条の五の二十六第一項」に改め、同表第二十一条の五の十五第三項第十号の項中「第二十一条の五の二十五第一項」を「第二十一条の五の二十六第一項」に改める。

第二十七条の二十の表第二十一条の五の十五第三項第二号の項中「第二十一条の五の二十一第一項」を「第二十一条の五の二十二第一項」に改め、同表第二十一条の五の十五第三項第三号の項中「第二十一条の五の二十一第二項」を「第二十一条の五の二十二第二項」に改め、同表第二十一条の五の十五第三項第六号の項及び第二十一条の五の十五第三項第九号の項中「第二十一条の五の二十七第一項」を「第二十一条の五の二十八第一項」に改め、同表第二十一条の五の十五第三項第七号の項中「第二十一条の五の二十六第一項」を「第二十一条の五の二十七第一項」に改め、同表第二十一条の五の十五第三項第十号の項中「第二十一条の五の二十六第一項」を「第二十一条の五の二十七第一項」に改める。

第二十七条の二十一の表第二十一条の五の十五第三項第二号の項中「第二十一条の五の二十二第一項」を「第二十一条の五の二十三第一項」に改め、同表第二十一条の五の十五第三項第三号の項中「第二十一条の五の二十二第二項」を「第二十一条の五の二十三第二項」に改め、同表第二十一条の五の十五第三項第六号の項及び第二十一条の五の十五第三項第九号の項中「第二十一条の五の二十八第一項」を「第二十一条の五の二十九第一項」に改め、同表第二十一条の五の十五第三項第七号の項中「第二十一条の五の二十七第一項」を「第二十一条の五の二十八第一項」に改め、同表第二十一条の五の十五第三項第十号の項中「第二十一条の五の二十七第一項」を「第二十一条の五の二十八第一項」に改める。

第二十七条の二十二の表第二十一条の五の十五第三項第二号の項中「第二十一条の五の二十三第一項」を「第二十一条の五の二十四第一項」に改め、同表第二十一条の五の十五第三項第三号の項中「第二十一条の五の二十三第二項」を「第二十一条の五の二十四第二項」に改め、同表第二十一条の五の十五第三項第六号の項及び第二十一条の五の十五第三項第九号の項中「第二十一条の五の二十九第一項」を「第二十一条の五の三十第一項」に改め、同表第二十一条の五の十五第三項第七号の項中「第二十一条の五の二十八第一項」を「第二十一条の五の二十九第一項」に改め、同表第二十一条の五の十五第三項第十号の項中「第二十一条の五の二十八第一項」を「第二十一条の五の二十九第一項」に改める。

第二十七条の二十三の表第二十一条の五の十五第三項第二号の項中「第二十一条の五の二十四第一項」を「第二十一条の五の二十五第一項」に改め、同表第二十一条の五の十五第三項第三号の項中「第二十一条の五の二十四第二項」を「第二十一条の五の二十五第二項」に改め、同表第二十一条の五の十五第三項第六号の項及び第二十一条の五の十五第三項第九号の項中「第二十一条の五の三十第一項」を「第二十一条の五の三十一第一項」に改め、同表第二十一条の五の十五第三項第七号の項中「第二十一条の五の二十九第一項」を「第二十一条の五の三十第一項」に改め、同表第二十一条の五の十五第三項第十号の項中「第二十一条の五の二十九第一項」を「第二十一条の五の三十第一項」に改める。